

「貨物自動車運送事業法に基づく特別積合せ貨物運送に供する建築行為等に係る取扱い」 (法第 29 条第 1 項第 3 号)

市街化調整区域における貨物自動車運送事業法第 2 条第 6 項に基づく特別積合せ貨物運送に供する建築物とは、計画の内容が次の各項に該当するものをいう。

(立地)

- 1 計画地は、都市計画道路又は当該道路に準じる道路に接し、かつ、計画地の外周長の 10 分の 1 以上又は 50 メートル以上が 1 箇所、当該道路に接していること。

(施設)

- 2 第 1 項の道路に歩道が設置されていない場合は、計画地内に幅員 1.5 メートル以上の歩道状の空地を確保すること。
- 3 計画の建築物に事務所等の管理施設を設ける場合は、必要最小限の規模であること。

(緑地の確保)

- 4 計画地（開発行為が生じる場合で道路等が築造される場合は、当該土地を含む）の面積の 20 パーセント以上の緑地を計画地の外周部の内側に沿って確保すること。

(建築物の高さ)

- 5 建築物の高さは、「建築物の形態に関する共通基準」によること。

(その他)

- 6 計画地が農地である場合は、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項に基づく許可（農地転用許可）が得られること。
- 7 計画地が風致地区である場合は、横浜市風致地区条例（昭和 45 年横浜市条例第 35 号）第 2 条に基づく許可（風致地区内行為許可）が得られること。
- 8 次の区域は計画地に含まないこと。
 - (1) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域
 - (2) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林
 - (3) 首都圏近郊緑地保全法（昭和 41 年法律第 101 号）第 4 条第 2 項第 3 号の近郊緑地特別保全地区
 - (4) 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条の規定による特別緑地保全地区
 - (5) 「横浜みどりアップ計画」による保全策を行う地域
 - (6) その他、本市の土地利用計画、都市施設整備計画等から支障のある区域

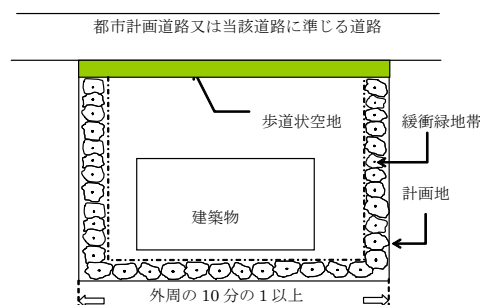
(施行日)

- 9 平成 27 年 4 月 1 日

注

- 1 この取扱い以前に建築された建築物の建て替え、増築にあつては、本取扱い第 1 項は適用しない。

立地の概念図



【解説】

- 1 当該道路に準じる道路とは、バス路線等、地域間の主要な道路で、原則、歩車道分離されている道路とします。